
別添3 対象事業の位置等

別添3-1 位置又は実施区域

1 実施区域	7
2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分	10

別添3-2 位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性

1 社会的状況	11
2 自然的状況	71
3 その他の状況	96

別添3-1 位置又は実施区域

1 実施区域	7
2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分	10

1 実施区域

実施区域の位置を図3-1-1及び図3-1-2(1/2)～(2/2)に示す。

実施区域は神奈川県横須賀市長坂5丁目3878番地他に位置し、その一部には本市不燃ごみ減容固化施設が立地している。

実施区域の位置する本市は、神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接している。市域は、東西に約15km、南北に約16km、面積は100.71km²で東京都心から50km圏内にある。

主要部の地形は、標高100～200m内外の起伏の多い丘陵地及び山地からなり、広い平地の少ない地形となっている。

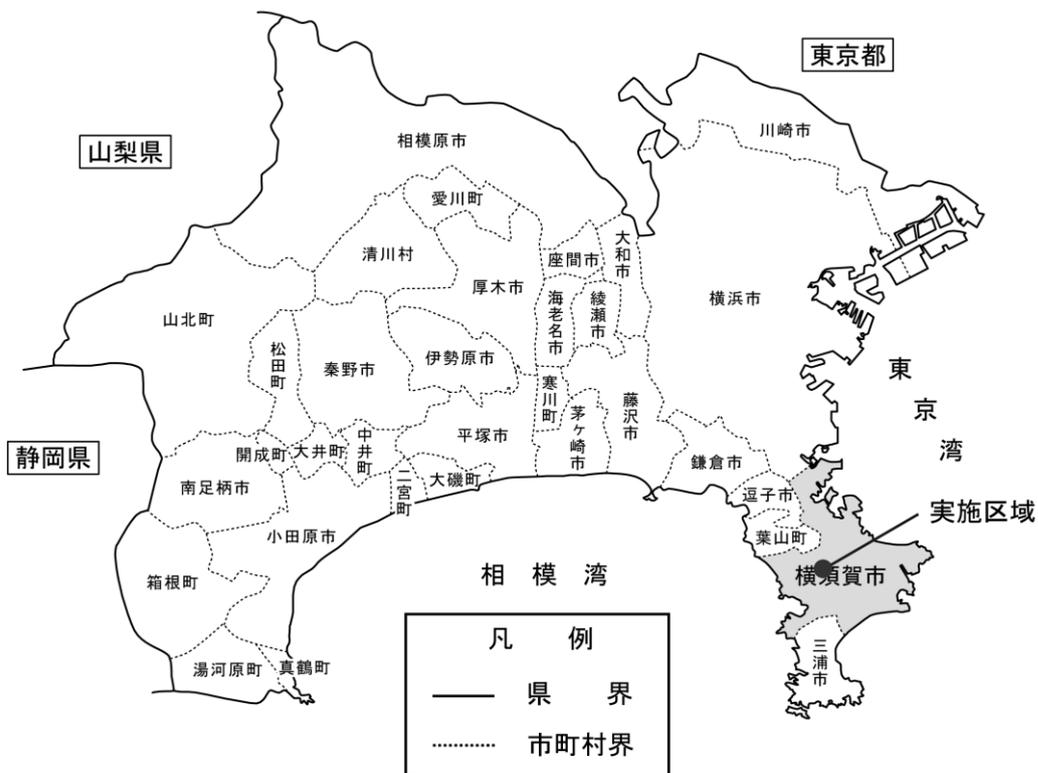
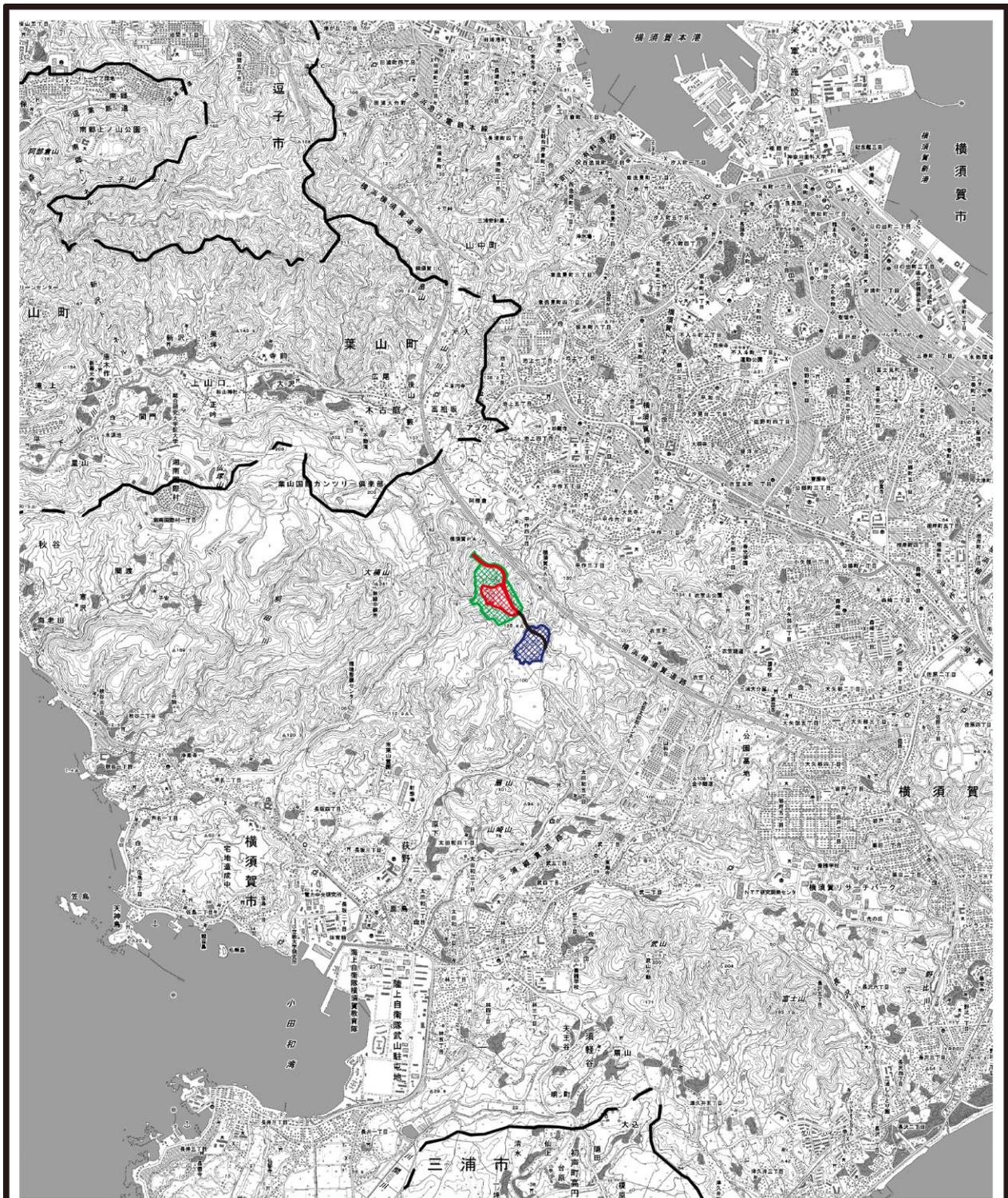


図3-1-1 神奈川県における実施区域の位置



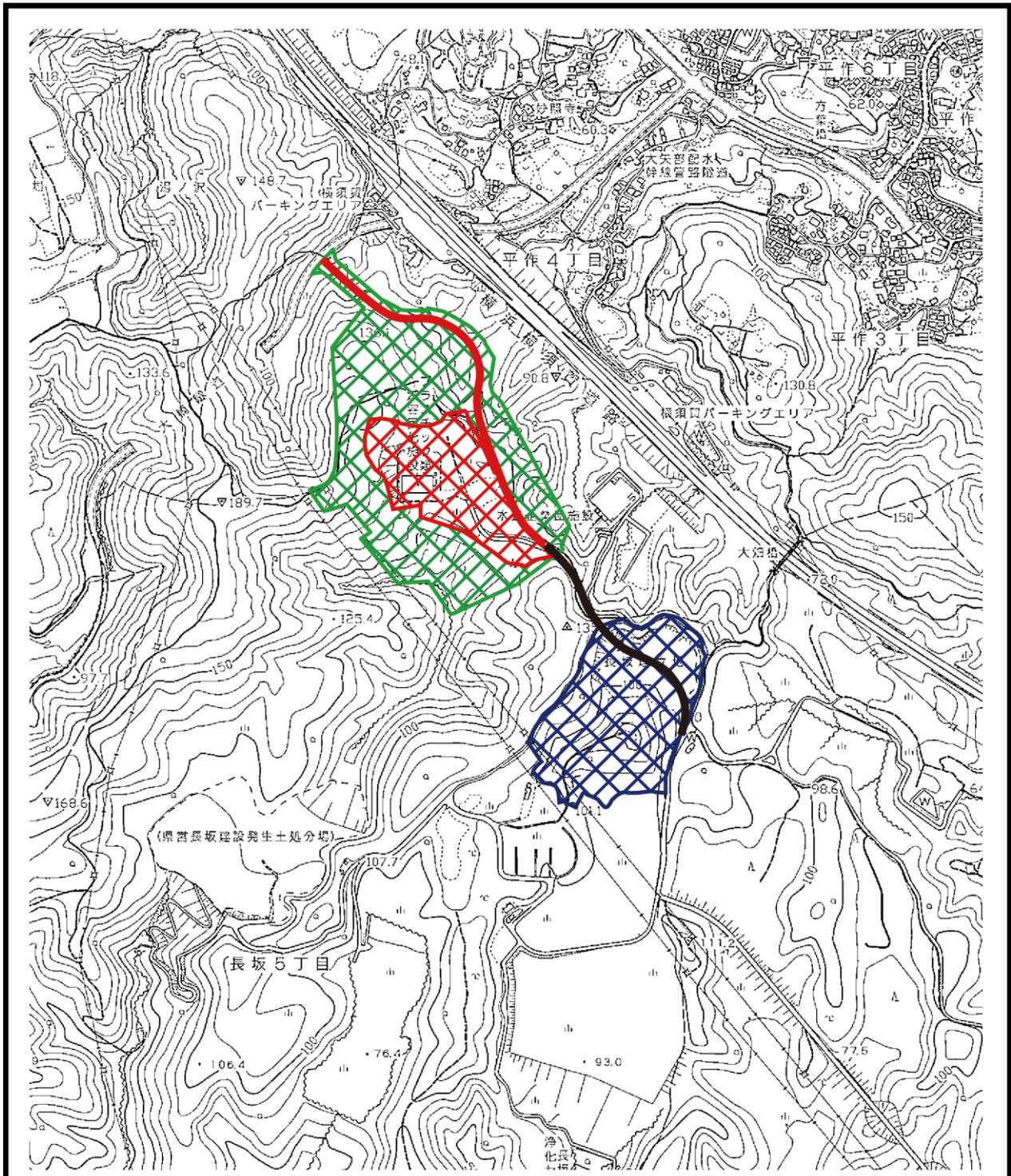
凡 例

- : 廃棄物処理施設 (宅地の造成を含む)
- : 宅地の造成 (残置森林(最大範囲))
- : 発生土処分場
- : 市町界
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路



図3-1-2(1/2) 実施区域の位置

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



凡 例

- | | | | |
|---|-------------------------|---|----------|
|  | : 廃棄物処理施設
(宅地の造成を含む) |  | : 新設搬入道路 |
|  | : 宅地の造成
(残置森林(最大範囲)) |  | : 既設改修道路 |
|  | : 発生土処分場 | | |

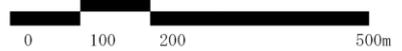


図3-1-2(2/2) 実施区域の位置

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

実施区域は、「神奈川県環境影響評価条例」による地域区分によれば、表3-1-1に示すように、「乙地域 近郊緑地保全区域（特別保全地区を除く。）」に区分される。

表 3-1-1 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

区 分	指 定 地 域	対象事業の該当
甲地域	1. 国立公園特別地域	—
	2. 国定公園特別地域	—
	3. 県立自然公園特別地域	—
	4. 歴史的風土特別保存地区	—
	5. 自然環境保全地域特別地区	—
	6. 県自然環境保全地域特別地区	—
	7. 近郊緑地特別保全地区	—
乙地域	1. 国立公園普通地域	—
	2. 国定公園普通地域	—
	3. 県立自然公園普通地域	—
	4. 歴史的風土保全区域（特別保存地区を除く。）	—
	5. 自然環境保全地域普通地区	—
	6. 県自然環境保全地域普通地区（特別地区を除く。）	—
	7. 近郊緑地保全区域（特別保全地区を除く。）	○
その他の地域	甲地域及び乙地域以外の地域	—

注) ○：該当地域、—：該当しない地域